

「一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事に係る租税特別措置法（課税の特例）適用のための県と税務署との事前協議書類の中にある〇〇氏と同氏の母〇〇氏の情報」非開示決定

第 1 審査会の結論

令和 3 年 1 月 20 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 3 年 1 月 12 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事に係る租税特別措置法（課税の特例）適用のための県と税務署との事前協議書類の中にある〇〇氏と同氏の母〇〇氏の情報」について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象文書について、保存期間満了のため文書不存在であるとして、令和 3 年 1 月 20 日付で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 3 年 3 月 12 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報非開示決定に係る個人情報の内容

審査請求人が非開示決定の取消しを求める個人情報は、一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事に係る租税特別措置法（課税の特例）適用のための県と税務署との事前協議書類（以下「本件公文書」という。）の中にある〇〇氏と同氏の母〇〇氏の情報（以下「本件個人情報」という。）である。

2 本件個人情報を非開示とした理由

本件で対象となる本件公文書は、保存期間満了による文書不存在のため、条例第 23

条第2項に該当することから、非開示とした。

○本件公文書について

本件公文書は、公共事業の収用等に伴い事業施行者（県）が地権者に支払う補償金に係る租税特別措置法に基づく課税の特例について、課税上の問題を事前に防止し、適正に制度の運用を図ることを目的としており、用地買収着手前に、事業施行地の所在地を管轄する税務署に対して、事業計画の具体性等について協議を行うものであるが、当該事前協議に係る文書は、交渉記録等と異なり、開示請求時点においては、保存していない。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成18年7月の工事交渉文書が残っているのに、なぜ税務署との事前協議書類が残っていないのか。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

登記関係書類は30年間保存である。すべての情報を出してほしい。特に〇〇（相続人）の個人情報を出せ。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報は、一般国道33号松山外環状道路インター線改築工事に係る租税特別措置法（課税の特例）適用のための本件公文書の中にある審査請求人と審査請求人の母の個人情報である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、本件公文書が保存期間満了による文書不存在のためであり、条例第23条第2項の規定に基づき、非開示の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、登記関係書類は30年間保存と決まっている。平成18年7月の工事交渉文書が残っているのに、なぜ本件公文書が残っていないのか納得できないとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 公文書の管理について

実施機関の説明によると、県における公文書の保存や廃棄などの文書管理は、愛媛県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）に基づき行われている。

当審査会において、文書管理規程を見分したところ、公文書の保存や廃棄に関する規定の概要は次のとおりとなっている。

- 事案の処理が完結した公文書は、完結した日の属する年度の翌年度末まで、主務課の事務室等において保管しなければならない。
 - 公文書の保存期間の種別は長期、10年、5年、3年、1年とし、保存期間は文書保存期間基準に基づき主務課長が決定する。
 - 保存期間の起算日は、処理が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。
 - 保管期間が経過した公文書は、1年保存文書を除き、文書主管課長等に引き継がなければならない。
 - 保管期間が経過した公文書のうち、執務上特に必要があるもの（以下「特例保管文書」という。）は、主務課において保管することができる。
 - 保存期間が満了した公文書は、廃棄しなければならない。
- なお、本件公文書に係る文書保存期間基準は次のとおりである。

保存期間	基 準
長 期	通知、進達、申請、届出、報告等の文書で将来の例証となるもののうち特に重要な文書
10 年	通知、進達、申請、届出、報告等の文書で将来の例証となるもののうち重要な文書
5 年	通知、進達、申請、届出、報告、復命等の文書
3 年	通知、進達、申請、届出、報告、復命等の文書で軽易なもの
1 年	通知、進達、申請、届出、報告、復命等の文書で特に軽易なもの

(2) 本件公文書の保存期間について

当審査会が、実施機関に本件公文書の保存期間について確認したところ、次のとおりであった。

事前協議は、用地買収に着手する前に、事業施行者である県が所轄の松山税務署と協議するもので、法令に基づくものではないが、事業施行者が課税の特例に関する証明書を不適正に発行したことにより、事後に納税者とのトラブルが発生することを防止するため、税務署と事業施行者が課税の特例について事前に確認し合うものである。

事前協議書類は、事業計画や用地買収の範囲が分かる図面、適用対象となる地権者の一覧（氏名、住所、土地の所在、用地補償金概算額）を添付して、実施機関が税務署に提出した書類であり、税務署との事前協議の後、地権者が納税申告を終え、特例の適用を受けた段階で、その役割を終え、それ以降は保存しておく必要性が低いため、文書保存期間の基準の「特に軽易なもの」に該当すると判断し、保存期間は1年としている。

(3) 本件公文書の保存及び廃棄について

当審査会が実施機関に本件公文書の保存及び廃棄の経緯について確認したところ、次のとおりであった。

本件公文書について、文書管理の経緯を明示的に証明する文書等は存在しないため、保存及び廃棄の事実や時期を明示することはできないが、平成17年度から当該用地買収に着手し、当該補償契約の時期が平成18年度であることから、本件公文書は平成17年度から平成18年度の間作成されたと推定される。

そして、現在も同種の公文書は、各事業の地区単位ごとに当該地権者をまとめた一覧表を付して、1事案として税務署と事前協議を実施しており、協議を行った後、フ

ファイルにとじ込み、すべての対象地権者が納税申告を終え、特例の適用を受けるまでは継続処理中の常用文書として取り扱い、事案単位ですべての対象地権者が納税申告を終え、特例の適用を受けた段階で事案の処理が完結したこととなり、その翌年度の1年間、実施機関の事務室等にて保存し、保存期間満了後に廃棄していること。また、現に実施機関において、事務室等を複数回調査したが、本件公文書の存在を確認できないことから、本件公文書についても同様に、処理完結後に1年間保存し、保存期間満了後に廃棄されたものと推定される。

(4) 本件公文書の不存在について

本件公文書について、実施機関が定めた保存期間には合理的理由が認められる。

また、保存及び廃棄の経緯を証明する文書等はないものの、現在の同種の公文書の保存及び廃棄の取り扱い状況や、現に実施機関が複数回調査するも本件公文書の存在を確認できないことを踏まえ、本件公文書は、文書管理規程に基づき定められた期間保存した後、廃棄されたとする実施機関の説明には不合理や不自然な点は認められないことから、本件公文書は、本件開示請求があった時点においては、保存期間が満了しており、すでに廃棄されていたと考えることが相当である。

よって、実施機関が保存期間満了による本件公文書の不存在を理由として行った本件処分に不合理な点はなく、妥当であると判断される。

(5) 登記関係書類の保存期間に関する審査請求人の主張について

審査請求人が、登記関係書類は30年間保存と決まっていると主張していることについて、実施機関の説明によると、不動産登記規則第28条に法務局での登記記録の保存期間が30年間と規定されており、それを根拠とした主張と推測されるが、県にはそのような規定はないとのことであり、審査請求人の当該主張は本件公文書に適用されるものではないと認められる。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 8月 24日	諮問
令和3年 9月 16日	審査会（第1回審議）
令和3年 11月 16日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	